別記1

企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

１．プロポーザル方式の実施に係る企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の取扱いは、次のとおりとします。

（１）企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表します。

（２）公開又は公表における企画提案書等の使用に関する費用は、無償とします。

２．次の内容に関し、確認を依頼いたします。

企画提案書等は、１にも記載のとおり原則としてはその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

（１）対象案件　　浜松市中山間地域プロモーション映像制作事業業務

（２）提出物　　　・企画提案書等の取扱いに関する回答書

　　　　　　　　　・貴社の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（企画提案書等の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出　※ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

　　　　　　　　　　※提出いただいた資料の該当部分の非公表を確約するものではありません。

（３）提出期限　　令和7年5月7日（水）15時00分まで（必着）

（４）提出先　　　浜松市市民部中山間地域振興課